

### 産業廃棄物処理施設変更許可の取消し及び措置命令の発出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、産業廃棄物処理施設変更許可の取消し及び措置命令の発出を行いましたので、お知らせします。

#### 1 産業廃棄物処理施設変更許可の取消しについて

##### (1) 処分の対象者

名称 榎本産業株式会社

所在地 千葉県千葉市緑区高田町1656番地

代表者 代表取締役 齊藤 稔

##### (2) 処分の年月日

平成30年5月28日(月)

##### (3) 処分の根拠法令

法第15条の3第1項第2号

##### (4) 処分の理由

榎本産業株式会社は、法第15条の2の7に基づく命令を履行せず(改善命令違反)、法第15条の3第1項第2号に該当した。

#### 2 措置命令について

##### (1) 処分の対象者

###### ア 事業者

名称 榎本産業株式会社

所在地 千葉県千葉市緑区高田町1656番地

代表者 代表取締役 齊藤 稔

###### イ 個人

齊藤 稔(上記代表取締役)

##### (2) 処分の年月日

平成30年5月28日(月)

##### (3) 処分の内容

ア 千葉市緑区高田町1646番地1他に所在する榎本産業株式会社の産業廃棄物最終処分場(安定型)へ違法に堆積した廃プラスチック等の産業廃棄物11,816立方メートルを当該最終処分場から全量撤去すること。

イ 撤去した廃棄物については、法に基づき適正に処理すること。

ウ 撤去作業にあたっては、当該最終処分場で生活環境保全上の支障のないように行うとともに、法に従うこと。

エ 撤去した廃棄物の搬出先においても法その他の法令に違反しないようにすること。

##### (4) 処分の履行期限

###### ア 着手期限

平成30年6月7日(木)までに上記産業廃棄物の処理に係る契約を締結すること。

###### イ 履行期限

平成30年6月27日(水)までに撤去を開始し、平成31年6月30日(日)までに撤去を完了すること。

##### (5) 処分の根拠法令

法第19条の5第1項第1号

##### (6) 処分の理由

平成17年6月に本市が当該最終処分場の立入検査を行ったところ、産業廃棄物の過堆積が判明した。このため、本市では平成17年9月21日に改善命令を発出したが、過堆積の解消に向けた適切な対応が講じられず、当該最終処分場内に過堆積の産業廃棄物を残置させることとなった。

この行為は、当該最終処分場への産業廃棄物の不法投棄であり、廃棄物の飛散流出などにより生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認められる。